厚木市勤労者生活資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者の生活の安定と向上に資するため、生活資金を融資すること について必要な事項を定めるものとする。

(融資の対象者)

- 第2条 厚木市勤労者生活資金(以下「資金」という。)の融資を受けることができる者は、この資金の融資を取り扱う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)との融資契約時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、事業所に勤務している勤労者又は労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするもの
 - (2) 市内の事業所に勤務している勤労者
- 2 前項の規定にかかわらず、返済能力がないと認められる者その他市長が融資すること が適当でないと認める者にあっては、この融資制度を利用することができない。
- 3 この資金の融資を受け、その償還を終えていない者は、新たな貸付を受けることができない。

(融資の内容等)

- 第3条 前条第1項に規定する者に対する資金の融資内容等は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前条第1項の対象者に対する貸付額は、300万円以内とする。ただし、学校教育に要する資金については500万円を限度とする。

(融資の方法)

第4条 市は、取扱金融機関に予算で定める範囲の融資資金を無利息で預託し、当該機関に融資を行わせるものとする。

(取扱金融機関の指定)

第5条 取扱金融機関は、中央労働金庫厚木支店とする。

(取扱金融機関の義務)

- 第6条 取扱金融機関は、第4条の定めるところにより預託を受けた預託金を原資として、 3倍相当額を融資するものとする。
- 2 取扱金融機関は、融資の申込みを受けた場合は、直ちに必要な審査を行い、融資することを決定したものについては、速やかに融資するものとする。
- 3 取扱金融機関は、厚木市勤労者生活資金融資状況報告書により、当該月の融資実績を その翌月末までに市長に報告しなければならない。

(借入れの手続き)

- 第7条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関の融資申込書に、次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 組織労働者にあっては所属組合員であることを証する書類、その他の労働者にあっては給与証明書及び印鑑登録証明書
 - (3) 資金使途を明らかにする書類
 - (4) その他取扱金融機関が必要とする書類

(調査等)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、取扱金融機関の融資状況を随時に調査し、 又は報告を求めることができる。 附則

- この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成4年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成7年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

資金の使途	返済期間	貸付利率	返済方法	保証
1 自己の居住の用に 供する家屋の増改築 に要する資金	5年以内	取扱金融機関と協議をした利率	元利均等割賦返済等	取扱金融機関の規定による
2 自己又は現に養育 している者の学校教 育(義務教育の学校 を除く)に要する資 金	4年以内の 据置期間を 設け、最長 9年以内			
3 自己又は親族の冠 婚葬祭に要する資金	5年以内			
4 自己又は親族の医 療に要する資金				
5 自己又は同居の親 族が使用する耐久消 費財の購入に要する 資金				
6 育児・介護休業中 の生活に要する資金				
7 自己学習及び職業 能力開発に要する資 金				
8 その他緊急に必要とする資金				

備考(資金の融資の内容)

- 1 「家屋の増改築」とは、家屋の附帯設備、工作物(塀、排水溝等)及び家屋の修繕 を含むものとする。
- 2 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校のほか、各種学校 を含むものとする。
- 3 「入学する場合に要する資金」とは、入学金、授業料、附帯設備費等進学に際し教育施設に納付する資金、受験のための受験料、旅費、宿泊料及び進学に必要な教科書代、参考書代、制服制帽代、下宿の敷金、礼金等を含むものとする。
- 4 「同居の親族の者」とは、原則として3親等以内とする。
- 5 「冠婚葬祭」とは、結婚式、新婚旅行、新生活に伴う家具購入等、葬式に要する費 用並びに墓地墓石の購入、移転及び改修に要する費用とする。
- 6 「医療に要する資金」とは、病気(出産又は義歯の購入等を含む。)の治療費等で病 院等が請求する金額及び付添い看護料とする。
- 7 生活の向上、改善に必要な「耐久消費財」とは、家具、楽器、家庭用電化製品、自動車、自転車をいう。

- 8 「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)、国会職員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第108号)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び裁判官の育児休業に関する法律(平成3年法律第111号)に規定する育児休業(育児・介護休業法の趣旨に準じ、子の養育と雇用の継続の両立を図る目的で、企業が独自に設ける育児休業制度を含む。)をいう。
- 9 「介護休業」とは、育児・介護休業法に規定する介護休業(育児・介護休業法の趣旨 に準じ、家族の介護と雇用の継続の両立を図る目的で、企業が独自に設ける介護休業 制度を含む。)をいう。
- 10 「自己学習及び職業能力開発に要する資金」とは、学校教育以外での技能・資格習得、運転免許の取得等に係る費用をいう。
- 11 「その他緊急に必要とする資金」とは、災害等の被災等により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に要する費用をいう。